

砂川市監査委員公告 第 4 号

定 期 監 査 等 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、定期監査等を執行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和8年6月3日

砂川市代表監査委員 中 村 一 久

記

別 紙 の と お り

砂 監 第 1 1 号
令和 8 年 6 月 3 日

砂 川 市 議 会 議 長 多比良 和 伸 様
砂 川 市 長 飯 澤 明 彦 様
砂川市教育委員会教育長 板 垣 喬 博 様

砂川市監査委員 中 村 一 久
砂川市監査委員 中 道 博 武

定 期 監 査 等 報 告

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 1 号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

（1） 財政援助団体等監査（砂川市監査基準第 2 条第 1 項第 3 号）

3. 監査等の期日及び対象

月 日	対 象
令和 8 年 6 月 3 日	特定非営利活動法人 ゆう

4. 監査等の着眼点（評価項目）

財政援助団体等においては、財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうか監査等を実施した。

5. 監査等の実施内容

令和7年度分における補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体に係る出納その他の事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

事務局長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

特定非営利活動法人 ゆ う

●当該監査は、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項）に関わる運営管理等委託料が協定書に基づき適正に執行されているかを重点に実施した。

予算経理事務、契約事務については、関係帳票、預金通帳等により調査した結果、適正に処理されていることを認めた。

また、書類等の保存は良好に管理保存されていることを認めた。